

**定期巡回・随時対応型訪問介護看護 変更届提出書類**

変更届出書（2号様式）に下記の必要書類を添付して提出してください。（変更後10日以内に提出が必要）

変更する事項	添付書類	留意点
事業所・施設の名称	<input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 付表7	事業所名が定款等で定められている場合は、定款等変更の手続が必要です。
事業所・施設の所在地	<input type="checkbox"/> 平面図、不動産登記事項証明書、設備等一覧表、運営規程 <input type="checkbox"/> 付表7 ※借地・借家の場合は賃貸契約書の写し	
法人名称、所在地その他登記事項証明書、条例等	<input type="checkbox"/> 法人登記事項証明書 ※移転に際し、法人の電話、FAXが変更になる場合は、変更届出書に記載してください。	
法人代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	<input type="checkbox"/> 法人登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 誓約書	
建物の構造、設備、専用区画の変更	<input type="checkbox"/> 平面図(各部屋の用途、面積を明示) <input type="checkbox"/> 変更された部分の写真 <input type="checkbox"/> 設備等一覧表 <input type="checkbox"/> 付表7	
管理者の氏名、生年月日及び住所	<input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 勤務表（事業所全体） <input type="checkbox"/> 付表7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚等による氏名変更の場合は、当該管理者の変更届出書、改姓が確認できる書類</li> <li>・住所のみ変更の場合は、変更届出書のみで可。</li> </ul>
運営規程	<input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 付表7	
連携する訪問看護をおこなう事業所の名称及び所在地	<input type="checkbox"/> 訪問事業所との連携に係る契約書の写し <input type="checkbox"/> 付表7	

※登記事項証明書は原本を提出してください。

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）に下記の必要書類を添付して提出してください。（算定する月の前月15日までに提出が必要）

介護給付費算定に係る体制	<input type="checkbox"/> 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 <input type="checkbox"/> 加算算定に当たり必要な添付書類	下記を参考にしてください。
--------------	---	---------------

※介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護報酬の加算等）に関する情報は、介護報酬の審査・支払いの際に必要な情報となりますので、これらの適用を受け介護報酬を算定するためには、事前の届出が必要（変更がなければ提出不要）となります。

※届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から算定

※処遇改善加算等は、加算を算定する月の前々月末日までに届出が必要